

国際海上コンテナの陸上輸送の安全性確保に向けた実態調査

国際海上コンテナの陸上における安全輸送の取組について、以下の設問にご回答ください。

問1. 国際海上コンテナによる輸出・輸入を行っていますか。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1. はい
(→「問2」へ) | 2. いいえ
(→最終頁(貴社の概要)へ) |
|-------------------|--------------------------|

問2. 国際海上コンテナで輸出・輸入する品目は何ですか。(複数回答可)

- | | | | |
|---------------|----------|-------------|---------------|
| 1. 衣類・繊維類 | 2. 機械類 | 3. 紙・パルプ | 4. 食品(液体以外) |
| 5. 食品(液体) | 6. 牧草 | 7. 木材・合板 | 8. スクラップ |
| 9. 鉱物(金属・非金属) | 10. ゴム | 11. プラスチック | 12. 飼料 |
| 13. 雑貨 | 14. 家電製品 | 15. その他(液体) | 16. その他(液体以外) |

問3. 国土交通省で策定している、

- ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」
 - ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」 (以下「ガイドライン等」)
- を知っていますか。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 知っている
(→「問4」へ) | 2. 知らない
(→「問5」へ) |
|----------------------|---------------------|

【ガイドライン等を知っている場合】

問4. 所属会社において、ガイドライン等に関する周知や研修の機会がありますか。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 1年に1度など、定期的に周知、教育される機会がある |
| 2. 入社時や改訂時などのみ、周知、教育された |
| 3. 会社から周知される機会はなく、別の手段で知り得ている |

問5. コンテナへの貨物の積付等に関する国際行動規範である、「IMO/ILO/UNECE 貨物輸送ユニットの収納のための行動規範」(以下、「行動規範」)を知っていますか。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 知っている
(→「問6」へ) | 2. 知らない
(→「問7」へ) |
|----------------------|---------------------|

【「行動規範」を知っている場合】

問6. 所属会社において、「行動規範」に関する周知や研修の機会がありますか。

1. 1年に1度など、定期的に周知、教育される機会がある
2. 入社時や改訂時などのみ、周知、教育された
3. 会社から周知される機会はなく、別の手段で知り得ている

問7. コンテナトレーラーの安全運転に関わる内容について、その取組状況をお伺いします。
それぞれ、あてはまるものを選択してください。

- コンテナトレーラーの危険性を理解し、低い速度で運行することを前提に、時間に余裕を持った運送依頼を行うこと。
(ほぼ毎回している ・ していることが多い ・ していないことが多い ・ ほぼ毎回していない)
- 到着予定が遅れる場合であっても、決して急かさず、安全運転を行うようトラック事業者に指示を行うこと。
(ほぼ毎回している ・ していることが多い ・ していないことが多い ・ ほぼ毎回していない)

問8. 国際海上コンテナによる輸出・輸入の取扱い状況を教えてください。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 輸入のみ | 2. 輸出のみ | 3. 輸出入の両方 |
| (→「問9」へ) | (→「問15」へ) | (→「問9」へ) |

【輸入時について】

問 9-1. 輸入時のコンテナの情報伝達等に関し、受荷主として、次の対応を実施していますか。それぞれ、あてはまるものを選択してください。

取次事業者やトラック事業者への伝達

①重量情報の伝達 (している ・ していない)

②品目情報の伝達 (している ・ していない)

③梱包情報の伝達 (している ・ していない)

④危険物に関する情報の伝達(危険物の場合)

(している ・ していない ・ 該当がない)

⑤上記情報の日本語表記による伝達(トラック事業者と直接陸上運送契約を結んでいる場合)

(している ・ していない)

⑥上記、重量、品目、梱包情報の主な伝達方法(主なものひとつを選択してください。)

(B/L コピーの添付 ・ パッキングリスト ・ 運送依頼書(運送契約書類) ・ インボイス ・ 社内システム ・ その他())

⑦運送中に不具合が生じた場合の連絡先の伝達

(している ・ していない)

⑧コンテナ 1 本ごとの重量伝達

(している ・ していない)

その他の伝達や確認事項等の実施

⑨ SOLAS 条約非加盟国の発荷主に対し、コンテナ 1 本ごとの重量を伝達

(している ・ していない)

⑩発荷主が SOLAS 条約加盟国でコンテナ 1 本ごとの重量情報がない場合には、コンテナの本数で按分し、その旨注意書きをして伝達

(している ・ していない)

⑪コンテナ 1 本の貨物重量が 26 トンを超える場合は、発荷主又は荷送人に対する重量確認の実施

(している ・ していない)

⑫不適切コンテナを受け取った経験がある発荷主又は荷送人に対する積付状態の確認

(している ・ していない)

⑬輸送依頼の際、危険物積載コンテナに対する国連番号等の危険物内容に関する表示と、イエローカードの作成

(している ・ していない ・ 該当がない)

問 9-2. 「問 9-1」において、「していない」と回答された項目について、実施するために障害となっている事柄についてご記入ください。

(わかる範囲、ご記入いただける範囲で結構です。)

問 10-1. 輸入時のコンテナの梱包情報の情報伝達等に関し、受荷主として、次の対応を実施していますか。

取次事業者やトラック事業者への伝達

① 梱包情報の伝達

(している ・ していない)

上記回答者、問 11 へ 上記回答者、問 10-2 へ

問 10-2. 「問 10-1」において「している」と回答された理由について、具体的にどのような場合において情報伝達をしているかについてご記入ください。(必須回答)

問 10-2. 「問 10-1」において、「していない」と回答された理由について、実施するために障害となっている事柄についてご記入ください。(必須回答)

問 1 1. 情報伝達を行うにあたり、貴社特有の取組、工夫点などがありましたらご記入ください。
(例：一元管理するシステムを導入し、専用端末で電子的な情報伝達を行っている等)

問 1 2. 不適切状態にある輸入コンテナの発見及び是正のための処置に関して、受荷主として、その取組状況をお伺いします。それぞれ、あてはまるものを選択してください。

① 入港前までに、書面にて不適切状態のおそれがあるコンテナ(重量超過や偏荷重等)の事前確認

(している ・ していない)

② 不適切コンテナが発見された際の関係機関との開封・是正のための連絡調整体制の確立

(している ・ していない)

③ 不適切コンテナが発見された際の関係機関との開封・是正のための対応の実施

(している ・ していない)

問 1 3. 受荷主として、発荷主に対して積荷の特性や梱包等に留意した適切な積付・固縛を依頼していますか。

1. している

2. していない

(→「問14」へ)

(→「問15」へ)

【発荷主に対して適切な積付・固縛を依頼している場合】

問 1 4. 特に、行動規範に則った積付・固縛を依頼していますか。

1. している

2. していない

問8で「3. 輸出入の両方」と回答した場合問15-1へ、問8で「1. 輸入のみ」と回答した場合
問19へ

【輸出時について】

問 15-1. 輸出時のコンテナの情報伝達等に関し、発荷主として、次の対応を実施していますか。それぞれ、あてはまるものを選択してください。

取次業者やトラック事業者への伝達	
①重量情報の伝達	(している ・ していない)
②品目情報の伝達	(している ・ していない)
③危険物に関する情報の伝達(危険物の場合)	(している ・ していない ・ 該当がない)
④上記、重量、品目、梱包情報の主な伝達方法(主なものひとつを選択してください。)	
(B/L コピーの添付 ・ パッキングリスト ・ 運送依頼書(運送契約書類) ・ インボイス ・ 社内システム ・ その他())	
⑤運送中に不具合が生じた場合の連絡先の伝達	(している ・ していない)
輸出の際	
⑥危険物積載コンテナに対する国連番号等の危険物内容に関する表示と、イエローカードの作成	(している ・ していない ・ 該当がない)

問 15-2. 「問 15-1」において、「していない」と回答された項目について、実施するために障害となっている事柄についてご記入ください。

(わかる範囲、ご回答いただける範囲で結構です。)

--

問 16-1. 輸出時のコンテナの梱包情報の情報伝達等に関し、発荷主として、次の対応を実施していますか。

取次業者やトラック事業者への伝達	
①梱包情報の伝達	(している ・ していない)

問 16-2. 「問 15-1」において、「している」と回答された理由について、具体的にどのような状況において情報伝達をしているかについてご記入ください。(必須回答)

--

問 16-3. 「問 15-1」において、「していない」と回答された理由について、実施するために障害とな

っている事柄についてご記入ください。(必須回答)

問17. 情報伝達を行うにあたり、貴社特有の取組、工夫点などがありましたらご記入ください。
(例：一元管理するシステムを導入し、専用端末で電子的な情報伝達を行っている等)

問18. 発荷主として、積荷の特性や梱包等に留意した適切な積付・固縛を実施していますか。

1. している 2. していない

【フレキシタンクについて】

問19. フレキシタンクを用いた液体の輸出・輸入を行っていますか。

1. 輸入のみ 2. 輸出のみ 3. 輸出入の両方
 (→「問20」へ) (→「問21」へ) (→「問20」へ)
4. 積載方法は仲介業者等に任せている 5. 液体を取り扱っていない
 (→最終頁(貴社の概要)へ) (→最終頁(貴社の概要)へ)

問20. フレキシタンクで輸入する主な液体物はどのようなものですか。(複数回答可)

1. 飲料水 2. 酒類 3. 油脂類 4. 調味料 5. 危険物(※)
6. その他()
 ※危険物の規制に関する規則で輸送可能とされている第3、4石油類、植物油

問19で「3. 輸出入の両方」と回答した場合問21へ、問19で「1. 輸入のみ」と回答した場合問22へ

問21. フレキシタンクで輸出する主な液体物はどのようなものですか。(複数回答可)

1. 飲料水 2. 酒類 3. 油脂類 4. 調味料 5. 危険物(※)
6. その他()
 ※危険物の規制に関する規則で輸送可能とされている第3、4石油類、植物油

問22. 一定の強度が確認できる試験を行ったフレキシタンク(「Container owners association」の基準に基づき鉄道衝撃試験を行ったもの、「Lloyd's resister」等での鉄道衝撃試験等を行ったもの)を使用していますか。

1. 使用している 2. 使用していない
 (→「問23」へ) (→「問24」へ)
3. 使用しているフレキシタンクが強度試験を行ったものかどうか分からない
 (→「問25」へ)
4. フレキシタンクに強度試験があることを知らない
 (→「問25」へ)

【強度試験を行ったフレキシタンクを使用している場合】

問23. 使用している利用基準名と利用機関名をご記入ください。

【利用基準名】 ()
【利用機関名】 () (→「問26」へ)

【強度試験を行ったフレキシタンクを使用していない場合】

問24. 一定の強度が確認できる試験を行ったフレキシタンクを使用しない理由を教えてください。

(→「問26」へ)

【強度試験を行ったものかどうか分からない、強度試験を知らない場合】

問25. 今後一定の強度が確認できる試験を行ったフレキシタンクを使用したいと思いませんか。

1. 使用したいと思う 2. 使用したいと思わない 3. どちらとも言えない (理由:)

問26. フレキシタンクを用い液体物を輸送する際、フレキシタンクの破損により液体物が漏洩したことはありますか (平成26年以降)。

1. ある 2. ない (問26-1 へ) (問27 へ)
--

問26-1. フレキシタンクの破損により液体物が漏洩したことがある場合、事故の有無 (人身・物損)、輸出・輸入時のいずれか、品目を教えて下さい。複数回あれば一事案ずつ記載して下さい。

<事案1> ・事故の有無 (1. あり(人身) 2. あり(物損) 3. なし) ・輸出・輸入の別 (1. 輸出 2. 輸入) ・漏洩した品目 () ・どの段階で把握したか () ・その他の事案はありますか (1. ある 2. ない) (事案1 回答者のみ) ・・・事案5まで準備・・・

問27. フレキシタンクを用いた輸送を行う理由は何ですか。(複数回答可)

1. タンクコンテナより輸送コストが安価なため 2. 取引先の希望があったため 3. その他 ()
--

最後に、貴社の概要についてご回答ください。

【企業名】 ()
【e-mail アドレス】 ※お持ちの場合は、ご記入ください。 ()
【所在地】 (都・道・府・県) (市・町・村)
【所属団体・協会等】 例：一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本自動車工業会 ()
【従業員数】 1. 20人未満 2. 20～99人 3. 100～299人 4. 300人以上

ご協力どうもありがとうございました。

いただいたご回答をもとに、更なる事故防止対策に努めて参ります。

【調査主体】

国土交通省自動車局安全政策課 担当：浅井、上田
東京都千代田区霞が関 2-1-3
TEL：03-5253-8111（内線 41615）

【お問い合わせ先（調査受託者）】

社会システム株式会社 担当：小豆畑（あずはた）、東野（10～17時、水除く平日）
東京都渋谷区恵比寿 1-20-22
TEL：03-5791-1133
Email：kaikon@crp.co.jp